

現況確認書

令和 年 月 日

阿武町農業委員会会長様

住所 _____
申請人 _____
氏名 _____

下記の土地について、現況を確認して下さい。

記

土地の表示	市町	大字	字	地番	登記簿 地目	面積(m ²)	所有者氏名

上記の土地について、下記のとおり確認します。

令和 年 月 日

阿武町農業委員会会長 池田誠

記

地番	現況	現況地目	調査者職氏名

※申請時添付書類：位置図、地籍図、現況写真（遠景、近景）、登記簿謄本

現況確認書(非農地証明)について

現況確認書とは、耕作が放棄されて10年以上経過し、雑木等が繁殖している農地について、農業委員会が確認し、農地として継続不能であることが判断された場合、「非農地」であると証明するものです。現況確認書で「非農地」として判断を受ければ、農地法の範囲から外れ、登記を農地以外の地目に変更することが可能となります。

以下の書類を用意してください。

1. 現況確認書　　上半分(日付・申請人・土地の表示)を記入してください。
下半分は農業委員会が記入する為、記入しないでください。
2. 位置図　　その土地がどこにあるかを示すものです。
可能であれば2種類の位置図(遠くからのものと近くからのもの)をご用意ください。
3. 地籍図　　地番で区切られた場所(地籍)を示す公的な地図です。
山口地方法務局萩支局で発行を依頼してください。
4. 登記簿謄本　　その土地の登記がどのようにになっているか示す公的な情報です。
山口地方法務局萩支局で発行を依頼してください。
5. 現況写真
(遠景、近景)　　その土地が、現在どのようにになっているかを撮影した写真をご用意ください。
近くから撮影したものと、遠くから撮影したものの2種類の写真を各2枚以上ご用意ください。

上記を2セットご用意できましたら、まずは内容を確認させて頂きたいと思いますので、阿武町農業委員会宛まで送付をお願いします。

書類に問題がありませんでしたら、農業委員会で現地確認の上、月1回の農業委員会総会にて審議させて頂きます。その結果、農地として継続不可能と判断された場合、現況確認書で「非農地」として証明させて頂きます。

なお、この証明書は発行手数料が1枚2,000円かかりますので、よろしくお願ひします。

＜その後の対応について＞

仮に非農地として認められなかった場合(農地として継続可能であると判断された場合)は農地法第4条の手続き(所有者はそのままで、農地として使わないことを認めてもらう手続)が必要となります。

非農地として認められた場合は、この書類(非農地証明書)を以て登記変更が可能となりますので、持参の上、山口地方法務局萩支局で登記変更の手続きをお願いします。

阿武町農業委員会